

議会の選挙に適用される公職選挙法の規定

議会で行う選挙（正副議長選挙及び選管委員・補充員の選挙）については、地方自治法第118条に基づき、公職選挙法の次の規定が準用される。また、同条後段の規定により、投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

1 投票の記載事項、投函（第46条第1項、第4項）

投票用紙に当該選挙の公職の候補者1人の氏名を自書し投票箱に投函しなければならない。投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

2 点字投票（第47条）

投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

3 代理投票（第48条）

選挙人に身体の故障があるときは、申出により代理投票を行なうことができる。

4 無効投票（第68条第1項）

次の各号に該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) その職に就きえない者の氏名を記載したもの
- (3) 1票中に2人以上の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所、敬称の類を記載したものは差し支えない。
→ 氏名の上に議席番号を記載した投票は無効とした判例がある。
- (5) 投票すべき者の氏名を自書しなかったもの。ただし代理投票は除く。
- (6) 誰の氏名を記載したか確認し難いもの
→ 同一姓の議員がいる場合の姓のみの投票は、議会内の選挙においては、公選法68条の2の按分規定が適用されないため、無効となる。

5 法定得票（第95条第1項）

有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、選挙すべき人数で有効投票の総数を除して得た数の1/4以上の得票がなければならない。

→ 正副議長選挙の法定得票数（有効投票数が48票の場合）

$$(50 \text{ 票} \div \text{定数} 1 \text{ 人}) \times 1 / 4 = 12.5 \quad \rightarrow \quad 13 \text{ 票}$$

→ 選管委員・補充員選挙の法定得票数

$$(50 \text{ 票} \div \text{定数} 4 \text{ 人}) \times 1 / 4 = 3.125 \quad \rightarrow \quad 4 \text{ 票}$$

6 得票数が同数の場合の措置（第95条第2項）

くじにより決定する。

大田区議会会議規則（抜粋）

第30条④投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

第33条 選挙に関する疑義は議長が会議にはかって決める。